

日本ボバース研究会 総会資料

2025年7月26日

KFC Hall and Rooms 両国

— 定期総会次第 —

1. 開会の辞
2. 定足数確認
3. 議長選出
4. 書記任命
5. 議案審議

第1号議案 2024 年度事業・会計及び監査報告

第2号議案 2025 年度事業計画及び予算案

第3号議案 定款の変更について

6. 議長・書記解任
7. 閉会の辞

<第一号議案> 2024 年度事業・決算報告

1. 2024 年度会務報告

会長 小室 幸芳

ようやく、新型コロナ感染対策も落ち着き、一般的には、以前ほどの感染対策は要求されなくなりましたが、医療機関では、まだまだ、種々の制約がかかっていると思います。

そのような状況の中、当会も他の学術団体と同様に対面でのブロック研修会開催が行えるようになってきております。会員の皆様にとっては待ちに待った時間が帰ってきているかと思えます。

昨年度、第 13 回学術大会も大阪にて対面開催され、久々にボバース概念について、ライブで語り合える時間を共有できたかと思えます。

当研究会の 2024 年度の事業に関して;

- 1) 学術大会では、第 13 回学術大会は、「こころ、前へ」というテーマにて、木瀬憲司氏(ボバース記念病院)を学術大会長として、3 大会ぶりに対面開催で行いました。
- 2) 総会開催も併せて、対面で開催いたしました。
- 3) 会員名簿管理、その他、印刷関連を外注しておりました有限会社プラスクラフト様の廃業により、新たに、会員管理システムを構築いたしました。
- 4) 日本ボバース研究会のホームページをリニューアルしました。
- 5) 研究会の学術誌であるジャーナルを 2 回発行しました。
- 6) 研修会企画に関しては、研究会主催、及び、ブロック主催の研修会を行いました。ブロック研修会に関しては、対面研修会も開催されてきています。
- 7) 研究の管理運営に関して外部委託を行いながら進めてきました。
- 8) 研究推進部を新たに組織化しました。
- 9) 各ブロックを地域研修事業部として組織化しました。
- 10) その他、組織の再編成を行いました。
- 11) 日浦会長の辞任により、小室理事が会長に就任しました

ブロック研修会をはじめ、学術活動は回復してきております。学術大会に関しては、次年度以降も対面開催を予定しております。

オンラインでの研修会の長所を踏まえながらも、ボバース概念の神髄である、ライブでの臨床推論を皆さんと共有できるようにさらに進めていきたいと考えています。

その中でも会員の皆様のサービスの維持と研究会の組織の安定化に向けて努力を行ってきました。事務局機能を理事で分担して行ってきましたが、会員の皆様や関係者にはご不便をおかけしました。理事も限られた私的時間での対応となっており、ご理解の程、お願い申し上げます。

2. 事務局 事業報告

事務局長 塚田 直樹

(1) 会員数報告

会員数 973 名 (2024 年 6 月 23 日現在)

(2) 事務所契約

TN ビルを事務所として賃貸契約を継続した。

(3) 2024 年度定期総会の開催

開催日: 2024 年 7 月 27 日 (土)

大阪商工会議所国際ホールにおいて委任状および議決権行使にて実施

(4) 役員会議の開催

第 1 回定例役員会議 2024 年 7 月 27 日 (土) 大阪商工会議所会議室

第 2 回定例役員会議 2025 年 2 月 25 日 (金) オンライン

第 1 回臨時役員会議 2024 年 7 月 20 日 (土) オンライン

第 2 回臨時役員会議 2024 年 10 月 25 日 (金) オンライン

第 3 回臨時役員会議 2024 年 12 月 20 日 (金) オンライン

第 4 回臨時役員会議 2025 年 1 月 24 日 (金) オンライン

第 5 回臨時役員会議 2025 年 2 月 14 日 (金) オンライン

第 6 回臨時役員会議 2025 年 3 月 28 日 (金) オンライン

第 7 回臨時役員会議 2025 年 4 月 25 日 (金) オンライン

(5) ブロック代表者会議の開催

2024 年 7 月 27 日 (土) 大阪商工会議所会議室

2024 年 12 月 12 日 (木) オンライン

2025 年 1 月 8 日 (水) オンライン

(6) 会員情報データ管理

有限会社プラスクラフト・東京コンピュータシステム株式会社による会員情報データの管理契約を解消した。

(7) 会費徴収

株式会社ゼウスとクレジットカード会費決済を新規契約した。

(8) 会計処理

苗村会計事務所に会計処理に関する相談および決算報告書、予算書の作成を委託した。

(9) 事務局便りの発行

2024年度をもって事務局だよりの発行は終了とした。

以降事務局だよりの発行は中止し、ホームページ・マイページより適時情報を更新

(10) 事務局会議の開催

2024 年 9 月 21 日(土) オンライン

2024 年 9 月 25 日(水) オンライン

2024 年 10 月 14 日(月) オンライン

(11) その他事務的処理

①会員からの各種問い合わせに対応

②組織改訂

③学術局、インターネット事業部、国際部との連携

④選挙管理委員会との連絡

⑤苗村会計事務所との事務連絡

⑥ホームページの更新

⑦日本ボバース研究会主催のブロック研修会への対応

3. 学術局 事業報告

学術局長 鮎川 将之

(1) 学術局内の各種事業を行うため、学術局運営会議を開催した。

(2) 主な事業内容は以下の通り

1. ボバースジャーナル発行

2024 年 1 号 子どもの生活に根ざしたりハビリテーション

2024 年 2 号 第 13 回日本ボバース研究会学術大会

2. 第 13 回日本ボバース研究会学術大会の開催

会期:2024 年 7 月 27 日(土)~28 日(日)

会 場:会場:大阪商工会議所 国際会議ホール(対面式)
テーマ:「こころ、前へ」
内 容:特別講演(紀伊 克昌 氏、高草木 薫 氏)、口述一般演題

3. オンライン研修会開催

開催日:6 月 15 日
テーマ:「ボバース上級講習会伝達講習会-LOCOMOTION-
(2023 年 MARY LYNCH-ELLERINGTON)」
プレゼンター:入江 泰司 氏(森之宮病院 地域研修協力員)
大村 衡史 氏(小松ソフィア病院 地域研修協力員候補者)
指導/監修:塚田 直樹 氏 古澤 浩生 氏(IBITA Basic Course Instructor)
参加者:会員 41 名 非会員 9 名 計 50 名 他アーカイブのみ 37 名 合計 87 名

開催日:9月21日
テーマ:「シナジーと運動分析における最新の知見と臨床応用」
講師:山崎 弘嗣 氏(埼玉県立大学 教授)
参加者:会員45名 非会員12名 計57名 他アーカイブのみ43名 合計 100 名

開催日:12 月22日
テーマ:「小児リハビリテーションの理論と実践-最新トピックスとアプローチ」
講師:山本 裕子 氏
(ボバース記念病院 ABPIA 認定小児ボバースシニアインストラクター)
参加者:会員32名 非会員28名 計60名 他アーカイブのみ24名 合計84名

4. DVD ビデオなどの資料レンタル

・2024/5 月～2025/4 月までの貸し出したDVD[件数] 2件

4. インターネット事業部事業報告

インターネット事業部部长 菊池 信

- (1) 一社)日本ボバース研究会ホームページの管理・運営
- (2) インターネット事業部公式 X の管理・運営
- (3) 日本ボバース研究会学術局 Facebook の管理・運営
- (4) 一社)日本ボバース研究会公式 LINE の開設
- (5) 会員管理ページ用サーバの契約

5. 国際部事業報告

国際部部長 三浦 拓

(1) 国際交流に向けた情報収集・発信

近隣諸国からの本国講習会への参加者インタビューや海外の上級講習会受講者へのインタビューについてホームページや SNS 上に記事を掲載した。

(2) 発展途上国支援金の申請があったが、不履行となった。

6. 選挙管理委員会事業報告

選挙管理委員長 蛭原 伊勢夫

(1) 役員選挙までの取り組みとして

1. 役員選挙までの日程表、行動予定表の作成
2. 選挙公報文書・立候補届等関連文書の作成
3. 役員選挙までの備品準備

(2) 役員選挙後の取り組みとして

選挙における委員会活動の総括

以上について会議を開催し同時に作業を行った

委員会は計 3 回（オンライン）開催した

7. 発展途上国支援金審査委員会事業報告

発展途上国支援金審査委員長 須貝 京子

2024 年度は 1 件の申請があり審査委員会が開催されたが、申請者の都合により不履行となった。

8. 2024 年度 各ブロック活動報告

<北海道ブロック>

代表者 東出 龍太

◆小児部門

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「脳性まひ児の日常の関わりと遊びについて」

開催日:2024 年 9 月 14 日～15 日

会場:立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)

講師:辻 薫 氏

参加者:42 名(会員 13 名 非会員 29 名)

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「重症心身障害児(者)の押さえて欲しいポイントと潜在性を引き出すセラピーとは?」

開催日:2024 年 2 月 8 日～9 日

会場:北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)

講師:丸森 睦美 氏

参加者:44 名(会員 11 名 非会員 33 名)

◆成人部門

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「ボバース概念 Up to date」

開催日:2024 年 5 月 18 日～19 日

会場:北海道リハビリテーション大学校

講師:古澤 浩生 氏

参加者:40 名(会員 17 名 非会員 23 名)

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「姿勢制御～体幹と四肢との関連性～」

開催日:2024 年 11 月 17 日

会場:北海道リハビリテーション大学校

講師:保苅 吉秀 氏

参加者:36 名(会員 16 名 非会員 20 名)

<東北ブロック>

代表者：井上 健

研修会名：日本ボバース研究会 2024 年度東北ブロック研修会

内容：「姿勢制御～疾病の特性からみる歩行獲得に向けての治療展開～」

開催日：2025 年 3 月 9 日

会場：Zoom での Web

講師：保苅 吉秀 氏

参加者：会員 42 名 非会員 18 名 計 67 名

<関東ブロック>

代表者：関根 陽平

研修会名：2024 年度日本ボバース研究会 関東ブロック小児研修会

内容：重症心障害児者の姿勢コントロール感覚の組織化：潜在性を引き出すセラピーとは？

開催日：2024 年 6 月 29 日(土)

会場：東京小児療育病院 地下 1 階 桑原ホール

講師：丸森 睦美 氏(ABPIA インストラクター)

参加者：会員 3 名 非会員 25 名 合計 28 名

<甲信越神ブロック>

代表者：五十嵐 和俊

研修会名：甲信越神ブロック研修会

内容：「ボバース概念 update ～歩行の評価と治療～」

開催日：2024 年 11 月 10 日(日)

会場：晴陵リハビリテーション学院

講師：塚田 直樹 氏(基礎講習会インストラクター Rehabilitation plus 理学療法士)

参加者：24 名(会員 10 名 非会員 14 名)

研修会名：関東・甲信越神ブロック合同研修会

内容：「ボバース概念におけるハンドリングと運動学習

～Science と Art をつなぐエビデンス構築に向けて～」

開催日：2025 年 3 月 15 日(土)

会場：リハビリテーション天草病院

講師：三浦 拓 氏(基礎講習会インストラクター 東苗穂病院 理学療法士)

参加者：54 名(会員 28 名 非会員 26 名)

<北陸ブロック>

代表者:大村 衡史

◆ 成人部門

研修会名:北陸ブロック成人部門研修会

内容:「ボバース概念におけるハンドリングを通しての姿勢制御、身体図式の再構築の考え方～臨床推論を通して～」

開催日:2025 年 3 月 1 日～2日

会場:小松ソフィア病院

講師:日浦 伸祐 氏

(IBITA 認定基礎講習会インストラクター 大阪発達総合療育センター 理学療法士)

参加者:会員6名 非会員9名 合計 15 名

<東海ブロック>

代表者:松田 充弘

研修会名:東海ブロック成人部門研修会

内容:「基本動作とハンドリング～posture to posture～」

開催日:2024 年 10 月 12 日～13 日

会場:公立陶生病院

講師:大槻 暁 氏

研修会名:東海ブロック小児部門研修会

内容:「脳性麻痺児の治療の為の評価」

開催日:2025 年 3 月 1 日～2 日

会場:東農中部医療センター

講師:木野本 誠 氏

<近畿ブロック>

代表者:神尾 昭宏

◆ 成人部門

研修会名:2024 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック成人部門研修会①

内容:「Locomotion」

開催日:2024 年 5 月 18 日 9 時～16 時

会場:森之宮病院 2 階ウッディーホール

講師:高橋 幸治 氏 (IBITA 認定基礎講習会インストラクター)

参加者:会員 3 名 非会員 8 名 計 11 名

◆ 成人部門

研修会名:2024 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック成人部門研修会②

内容:「上肢の評価と治療」

開催日:2024 年 8 月 24 日 9 時～16 時

会場:森之宮病院 2 階ウッディーホール

講師:高橋 幸治 氏 (IBITA 認定基礎講習会インストラクター)

入江 泰司 氏 (日本ボバース研究会地域研修協力員)

参加者:会員 2 名 非会員 19 名 計 21 名

◆ 成人部門

研修会名:2024 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック成人部門研修会③

内容:「手の評価と治療」

開催日:2024 年 11 月 24 日 9 時～16 時

会場:森之宮病院 2 階ウッディーホール

講師:森高 良樹 氏 (IBITA 認定基礎講習会インストラクター候補者)

参加者:会員 5 名 非会員 28 名 計 33 名

◆ 小児部門

研修会名:2024 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック小児部門研修会①

内容:「痙直型脳性麻痺の基本」

開催日:2024 年 12 月 15 日

会場:ボバース記念病院 1 階リハビリテーション室, 南館 1 階リハビリテーション室

講師:山本 裕子 氏 (ABPIA 認定シニアインストラクター)

参加者:会員 1 名、非会員 18 名、合計 19 名

◆ 部門:小児

研修会名:2024 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック小児部門研修会②

内容:「視知覚&ハンドリング」

開催日:2025 年 3 月 2 日

会場:ボバース記念病院 1 階リハビリテーション室, 南館 1 階リハビリテーション室

講師:木瀬 憲司 氏 (ABPIA 認定専任講師)

参加者:会員 7 名、非会員 24 名、合計 31 名

<中国ブロック>

代表者:三宅 孝史

◆成人部門

研修会名:2024 年度 中国ブロック主催

成人 WEB (ZOOM)・対面研修会 (広島成人ボバース研究会共催)

内容:成人『中枢神経疾患の治療と評価』

開催日:2025 年 2 月 8 日(土)デモ動画撮影

2025 年 2 月 9 日(日)9:00~15:30

会場:生活介護事業所 あべにーる十日市(広島市中区十日市町 1-6-8 コア2F)

講師:鈴木 伸洋 氏(ボバース基礎講習会インストラクター)

参加者:会員 B:5 名 AB:0 名 A:0 名 非会員:20 名 合計:25 名

◆小児部門

研修会名:2024 年度 中国ブロック主催

小児ボバース WEB (ZOOM)研修会 (広島小児ボバース研究会共催)

内容:『小児疾患の治療と評価』~近代ボバースコンセプト~

開催日:2025 年 3 月 15 日(土) デモ動画撮影

2025 年 3 月 16 日(日) 9:00~16:00

会場:WEB・生活介護事業所あべにーる十日市

講師:山本 裕子 氏(ボバース記念病院 小児基礎講習会 インストラクター)

参加者:会員 B:5 名 AB:2 名 A:8 名 非会員:30 名 合計:45 名

<四国ブロック>

代表者:藤本 弾

◆小児・成人部会研修会

諸事情により中止

<九州ブロック>

代表者:坂口 重樹

研修会名:九州ブロック主催 脳卒中編-1(対面形式)

内容:脳血管障害後遺症者への評価と治療

～姿勢制御と歩行～

開催日:2024年9月7日(土)～9月8日(日) 14:00～17:00／9:00～12:00

会場:リハビリセンターChikushi

講師:大槻 暁 氏

参加者:会員 10 名 非会員 21 名 合計 31 名

研修会名:九州ブロック主催 脳卒中編-2(対面形式)

内容:脳血管障害後遺症者への評価と治療

～姿勢制御と上肢機能～

開催日:2024年11月23日(土)～11月24日(日) 14:00～17:00／9:00～12:00

会場:リハビリセンターChikushi

講師:大槻 利夫 氏

参加者:会員 15 名 非会員 28 名 合計 43 名

研修会名:九州ブロック主催 小児編(対面形式)

内容:脳性麻痺児の評価と治療

～医療的ケア児・重症心身障害児への介入～

開催日:2025年2月1日(土)～2月2日(日) 14:00～17:00／9:00～12:00

会場:リハビリセンターChikushi

講師:山本 裕子 氏

参加者:会員 14 名 非会員 28 名 合計 42 名

収支計算書

令和 6 年 5 月 1 日 から 令和 7 年 4 月 30 日 まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	18,000,000	17,908,000	92,000	
会費収入	18,000,000	17,908,000	92,000	
②事業収入	5,180,000	5,248,500	-68,500	
学術大会等事業収入	1,860,000	2,272,000	-412,000	
ブロック研修会収入	3,252,000	2,962,500	289,500	
研修資料管理事業収入	68,000	14,000	54,000	
③雑収入	1,000	7,796	-6,796	
受取利息収入	0	7,796	-7,796	
雑収入	1,000	0	1,000	
事業活動収入計	23,181,000	23,164,296	16,704	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	15,086,000	13,477,606	1,608,394	
学術大会等関連費支出	3,082,000	4,302,846	-1,220,846	
会議費支出	33,000	38,271	-5,271	
旅費交通費支出	133,000	121,398	11,602	
通信費支出	11,000	54,157	-43,157	
印刷費支出	1,000	0	1,000	
外注費支出	1,221,000	1,241,348	-20,348	
消耗品費支出	28,000	43,971	-15,971	
諸謝金支出	185,000	345,245	-160,245	
荷造発送費支出	0	0	0	
振込手数料支出	3,000	7,986	-4,986	
支払手数料支出	22,000	0	22,000	
賃借料支出	1,395,000	1,797,070	-402,070	
交際費支出	0	653,400	-653,400	
雑支出	50,000	0	50,000	
ブロック研修会開催関連費支出	4,496,000	3,387,923	1,108,077	
会議費支出	218,000	211,964	6,036	
旅費交通費支出	1,142,000	870,601	271,399	
通信費支出	87,000	54,280	32,720	
印刷費支出	44,000	18,693	25,307	
消耗品費支出	113,000	189,968	-76,968	
諸謝金支出	2,246,000	1,720,665	525,335	
荷造発送費支出	20,000	0	20,000	
振替手数料支出	1,000	0	1,000	
振込手数料支出	8,000	5,422	2,578	
支払手数料支出	24,000	15,838	8,162	
契約更新料支出	22,000	21,300	700	
賃貸料支出	547,000	246,000	301,000	
交際費支出	9,000	33,192	-24,192	
保険料支出	15,000	0	15,000	
雑支出	0	0	0	
研修資料管理費支出	7,003,000	5,786,837	1,216,163	
会議費支出	14,000	0	14,000	
通信費支出	12,000	1,840	10,160	
印刷費支出	5,579,000	5,234,799	344,201	
外注費支出	20,000	103,449	-83,449	
消耗品費支出	12,000	0	12,000	
諸謝金支出	240,000	60,139	179,861	
荷造発送費支出	1,126,000	383,904	742,096	
振込手数料支出	0	2,706	-2,706	
契約更新料支出	0	0	0	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
国際関連活動事業費支出	505,000	0	505,000	
消耗品費支出	5,000	0	5,000	
発展途上国支援基金積立支出	500,000	0	500,000	
②管理費支出	9,608,000	9,459,886	148,114	
管理費支出	9,077,000	8,809,596	267,404	
会議費支出	25,000	0	25,000	
旅費交通費支出	100,000	8,120	91,880	
通信費支出	542,000	482,903	59,097	
印刷費支出	1,099,000	1,605,529	-506,529	
外注費支出	2,830,000	2,946,306	-116,306	
消耗品費支出	210,000	201,252	8,748	
諸謝金支出	10,000	0	10,000	
荷造発送費支出	1,133,000	881,612	251,388	
振替手数料支出	465,000	476,227	-11,227	
振込手数料支出	5,000	18,898	-13,898	
支払手数料支出	1,943,000	1,513,077	429,923	
契約更新料支出	40,000	7,150	32,850	
賃借料支出	0	4,485	-4,485	
地代家賃支出	555,000	570,277	-15,277	
租税公課支出	70,000	70,000	0	
保険料支出	50,000	0	50,000	
交際費支出	0	23,100	-23,100	
人件費支出	0	0	0	
水道光熱費支出	0	0	0	
名簿作成費積立支出	0	0	0	
雑支出	0	660	-660	
選挙管理委員会費支出	531,000	650,290	-119,290	
通信費支出	5,000	0	5,000	
印刷費支出	179,000	209,660	-30,660	
消耗品費支出	15,000	0	15,000	
荷造発送費支出	332,000	440,630	-108,630	
事業活動支出計	24,694,000	22,937,492	1,756,508	
事業活動収支差額	-1,513,000	226,804	-1,739,804	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	-1,513,000	226,804	-1,739,804	
前期繰越収支差額	28,624,118	28,624,118	0	
次期繰越収支差額	27,111,118	28,850,922	-1,739,804	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、前払費用、立替金、未払金、前受金、未払費用、預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2.に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
現 金 預 金	27,911,096	27,532,889
未 収 入 金	0	0
前 払 費 用	1,463,022	1,354,100
合 計	29,374,118	28,886,989
前 受 金	750,000	0
預 り 金	0	2,815
未 払 金	0	33,252
合 計	750,000	36,067
次 期 繰 越 収 支 差 額	28,624,118	28,850,922

貸借対照表

令和7年4月30日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	27,532,889	27,911,096	-378,207
発展途上国支援基金積立	1,500,000	1,500,000	0
名簿作成費積立	500,000	500,000	0
前払費用	1,354,100	1,463,022	-108,922
流動資産合計	30,886,989	31,374,118	-487,129
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
固定資産合計	0	0	0
資産合計	30,886,989	31,374,118	-487,129
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	0	750,000	-750,000
預り金	2,815	0	2,815
未払金	33,252	0	33,252
流動負債合計	36,067	750,000	-713,933
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	36,067	750,000	-713,933
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	30,850,922	30,624,118	226,804
正味財産合計	30,850,922	30,624,118	226,804
負債及び正味財産合計	30,886,989	31,374,118	-487,129

正味財産増減計算書

令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
Ⅰ. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取会費	17,908,000	18,264,000	-356,000
受取会費	17,908,000	18,264,000	-356,000
②事業収益	5,248,500	3,390,000	1,858,500
学術大会等事業収益	2,272,000	1,554,000	718,000
ブロック研修会収益	2,962,500	1,798,000	1,164,500
研修資料管理事業収益	14,000	38,000	-24,000
③雑収益	7,796	691	7,105
受取利息	7,796	151	7,645
雑収益	0	540	-540
経常収益計	23,164,296	21,654,691	1,509,605
(2) 経常費用			
①事業費	13,477,606	10,259,900	3,217,706
学術大会等関連費	4,302,846	1,601,056	2,701,790
会議費	38,271	0	38,271
旅費交通費	121,398	0	121,398
通信費	54,157	3,506	50,651
印刷費	0	79,880	-79,880
外注費	1,241,348	1,251,250	-9,902
消耗品費	43,971	13,710	30,261
諸謝金	345,245	172,623	172,622
荷造発送費	0	3,621	-3,621
振込手数料	7,986	1,760	6,226
支払手数料	0	74,706	-74,706
賃借料	1,797,070	0	1,797,070
交際費	653,400	0	653,400
ブロック研修会開催関連費	3,387,923	2,837,122	550,801
会議費	211,964	168,066	43,898
旅費交通費	870,601	515,727	354,874
通信費	54,280	25,900	28,380
印刷費	18,693	11,682	7,011
外注費	0	100,000	-100,000
消耗品費	189,968	192,245	-2,277
諸謝金	1,720,665	1,451,059	269,606
荷造発送費	0	41,328	-41,328
振替手数料	0	110	-110
振込手数料	5,422	8,842	-3,420
支払手数料	15,838	36,263	-20,425
契約更新料	21,300	25,815	-4,515
賃借料	246,000	236,480	9,520
交際費	33,192	23,605	9,587
研修資料管理費	5,786,837	5,821,722	-34,885
会議費	0	0	0
通信費	1,840	34,834	-32,994
印刷費	5,234,799	5,121,365	113,434
外注費	103,449	2,985	100,464
消耗品費	0	0	0
諸謝金	60,139	166,258	-106,119
荷造発送費	383,904	433,320	-49,416
振込手数料	2,706	8,184	-5,478
契約更新料	0	54,776	-54,776

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
国際関連活動事業費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
②管理費	9,459,886	7,815,974	1,643,912
管理費	8,809,596	7,815,974	993,622
会議費	0	0	0
旅費交通費	8,120	5,640	2,480
通信費	482,903	631,023	-148,120
印刷費	1,605,529	1,922,806	-317,277
外注費	2,946,306	1,521,113	1,425,193
消耗品費	201,252	548	200,704
荷造発送費	881,612	751,472	130,140
振替手数料	476,227	471,515	4,712
振込手数料	18,898	16,874	2,024
支払手数料	1,513,077	1,748,073	-234,996
契約更新料	7,150	0	7,150
賃借料	4,485	2,640	1,845
地代家賃	570,277	568,360	1,917
租税公課	70,000	70,000	0
保険料	0	20,000	-20,000
交際費	23,100	85,360	-62,260
雑費	660	550	110
選挙管理委員会費	650,290	0	650,290
印刷費	209,660	0	209,660
荷造発送費	440,630	0	440,630
経常費用計	22,937,492	18,075,874	4,861,618
評価損益調整前経常増減額	226,804	3,578,817	-3,352,013
当期経常増減額	226,804	3,578,817	-3,352,013
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	226,804	3,578,817	-3,352,013
一般正味財産増減額	226,804	3,578,817	-3,352,013
一般正味財産期首残高	30,624,118	27,045,301	3,578,817
一般正味財産期末残高	30,850,922	30,624,118	226,804
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	30,850,922	30,624,118	226,804

財務諸表に対する注記

I. 重要な会計方針

- (1) 計算書類及びその附属明細書の作成基準
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成している。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産…定額法
 - ②無形固定資産…定額法
- (5) 引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

財 産 目 録

令和 7年 4月30日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額	
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	184,340	
		普通預金			
		三菱UFJ銀行 今里北支店	運転資金として	9,751,360	
		振替貯金			
		大阪貯蓄事務センター	運転資金として	11,390,466	
	発展途上国支援基金積立 名簿作成費積立	振替貯金			
		大阪貯蓄事務センター	運転資金として	6,205,702	
		現金・預金計			27,531,868
			三菱UFJ銀行 今里北支店		1,500,759
			三菱UFJ銀行 今里北支店		500,262
前払費用	国際ファッションセンター(株)	会場費予約金 7/26～27	1,354,100		
流動資産合計				30,886,989	
資産合計				30,886,989	
(流動負債)	預り金	司法書士 遠矢哲郎 株式会社 ゼウス	源泉所得税	2,215	
			会費過入金	600	
			預り金計		2,815
	未払金	中国ブロック	ブロック活動費補てん	33,252	
流動負債合計				36,067	
負債合計				36,067	
正味財産				30,850,922	

監査報告

監事 上野谷 東



監査執行 日時：2025 年 6 月 2 日（月）18:30～20:00
場 所 森之宮病院

監査結果 2024 年度日本ポバース研究会の会計監査の結果、帳簿の記載、収支決算書、領収書の保管等いずれも適正であることを認めます。

監査考察 一、会運営の効率化に向けて、会員管理と決済方法の一元化を推進すると共に、新規会員の獲得にも努められたい。
一、研究会の社会的責任を果たすため、今後とも会員内外の要望やニーズに対して丁寧な対応に努められたい。
一、引き続きホームページの充実を図り会員の利便性を高められたい。

<第2号議案>2025年度事業計画および予算案

1. 事業計画の方針

会長 小室 幸芳

新型コロナウイルス感染発生がかなり減少してきているので世間では人々の交流が盛んになってきています。マスク装着している人はほんとに見かけなくなりました。しかし感染数が全くなくなったわけではないので医療現場では感染発生に警戒しつつ感染対策を行いながら日常業務を行っておられることと思います。研究会活動も感染対策しながらの対面開催が可能になってきています。治療デモンストレーション、実技演習も工夫を凝らし可能になってきたのはとても喜ばしいことと思っています。

2025年度は定例事業を継続して行っていくと同時に2024年度から行ってきた組織体制の見直しと安定化を図ってゆきたいと考えています。

- (1) 第14回日本ボバース研究会学術大会を対面で開催します。
- (2) 会員サービスとして重要なブロック活動を支援していきます。
- (3) 2010年の一般社団法人日本ボバース研究会設立時に作成した定款を改定し現在の組織運営をより機能的に行えるようにしていきます。
- (4) 今までのハガキの委任状を使用した郵便投票をGoogle formを使用したWeb投票に変更し効率化を図ってゆきます。
- (5) 会員管理システムへの移行期間中に手続きが間に合わなくて退会扱いとなった会員の再入会を促してゆきます。
- (6) 支出を減らしより効率的な運営が可能となるように事務所を移転します。
- (7) 各部、各委員会のマニュアルを新規作成、整備し円滑な運営ができるようにします。
- (8) ボバースジャーナルを年2回作成しますが雑誌の会員への発送をやめてPDFでホームページ上で閲覧できるようにします。
- (9) 研究会のホームページから各種の情報発信を行います。

今年度の事業に関しての特記事項としては

- (1) 14回目の学術大会を対面で開催します。

テーマは「Bobath Now」と題して日本ボバース研究会前会長の日浦伸祐氏が学会長を務め開催します。日浦氏はIBITA(International Bobath Instructor Training Association)の基礎講習会インストラクターでまたABPIA(アジア小児ボバース講習会講師会)のシニアインストラクターです。成人・小児ともに基礎講習会や各地研修会で講師として活躍されています。

特別講演 1 ではボバースリハビリテーション教育センターBRIC の木野本 誠氏に小児治療を中心に講演していただきます。木野本氏は ABPIA 議長であり、また成人基礎講習会インストラクターでもあります。

特別講演 2 では上伊那生協病院の大槻利夫氏に成人治療中心に講演していただきます。大槻氏は JBITA 議長であり成人上級講習会インストラクターでもあります。

それぞれの特別講演の後にはシンポジウムも予定されています。皆様、ふるってご参加ください。

(2) 会員サービスとして重要なブロック活動を支援

2024 年度より中断していました日本ボバース研究会ブロック支援金を 2025 年度より復活させブロック活動の円滑化を図ってゆきます。ボバースジャーナルや事務局だよりの PDF 化により印刷費、発送費が節約でき、支出を抑えることで可能となりました。

(3) 定款の改定

2010 年の一般社団法人日本ボバース研究会設立時に定款を作成しました。その定款に基づいて運営してまいりましたが、あれから 15 年経過し組織が今の時代に合わなくなっていると感じており、時代に合うようにしていきたいと考えています。そのために定款を変更していきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(4) 退会扱いとなった会員の再入会の促進

会員管理システムへの移行期間中に手続きが間に合わなくて退会扱いとなった会員の方は再入会していただかなければなりません。再入会のためには基礎講習会の修了書が必要でクレジット決済となります。ホームページからお知らせしてできるだけ多くの方に再入会していただきたいと考えております。

2. 事務局事業計画

事務局長 塚田 直樹

(1) 2025 年度定期総会の開催

2025 年 7 月 26 日(土) 17 時 20 分～18 時 20 分

KFC Hall and Rooms 両国 Anex

(2) 事務所契約

TN ビルの事務所の賃貸契約を解消し以下の事務所を契約する。

〒541-0054 大阪府大阪市中心区南本町 2 丁目 3 番 12 号 EGE 本町 3F

(3) 会員情報データ管理

- ① 会員管理システムとしてホームページ上にマイページを管理運営
- ② 会員管理部により入会審査を継続

(4) 会費徴収

株式会社ゼウスによる決済代行を継続利用し、クレジットカードによる年会費を徴収

(5) 会計処理

苗村会計事務所との会計・税務処理に関する相談および委託契約を継続する。

(6) 事務局便りの発行

発行を停止。ホームページおよびマイページより適時情報を更新

(7) 会議開催

① 役員会議の開催(年)

第1回定例役員会議 2025年7月18日(金) オンライン

第2回定例役員会議 2025年12月26日(金) オンライン(予定)

毎月第4金曜日に役員会を開催 オンライン

② ブロック代表者会議

2025年7月開催予定

③ 事務局会議 年2回開催予定

④ 総務部会議 年1回開催予定

⑤ 財務部

(1) ブロック予算の総括

(2) ブロック財務部からの問い合わせへの対応

(3) 各部の予算総括

(4) 財務部会議の開催

(8) その他事務的処理

① 会員からの各種問い合わせの対応

② 学術局との連絡

③ 選挙管理委員会との連絡

④ 苗村会計事務所との事務連絡

⑤ 講習会修了者の研究会入会の勧誘

⑥ ホームページ・マイページの管理運営

⑦ ソーシャルメディアによる広報活動

⑧国際交流に向けた情報発信

3. 学術局事業計画

学術局長 鮎川 将之

(1) 学術局運営会議の開催 4 回を計画

(2) 学術局内各種事業

1. 会議の審議事項は以下の通りボバースジャーナル発行

2025 年 1 号 保苅吉秀 氏を中心とした成人の特集

2025 年 2 号 2025 年度学術大会特集号

2. 第 14 回日本ボバース研究会学術大会の開催

会期: 2025 年 7 月 26 日(土)～27 日(日)

会場: KFC Hall & Rooms

大会長: 日浦 伸祐 氏

内容: 特別講演(木野本 誠 氏、大槻 利夫 氏)・口述一般発表など

3. オンライン研修会開催

開催日: 2025 年 6 月 21 日(土)

テーマ: 「2024 年 脳性麻痺への近代ボバース概念上級講習会 伝達講習会- BASIC

ABILITIES FOR SCHOOL-」

講師: 久保 愛美 氏(ボバース記念病院 理学療法士)、川野 卓 氏(ボバース記念病院 作業療法士)、進戸 健太郎 氏(ボバース記念病院 理学療法士)

開催日: 12 月 テーマ: 「未定」講師: 未定

開催日: 2 月 テーマ: 「未定」講師: 高田裕生 氏 OIST(沖縄科学技術大学院大学)

4. DVD ビデオなどの資料レンタル

DVD・ビデオ貸出

5. 研究会ホームページへの会員コンテンツの拡充

文献リスト、参考資料、動画コンテンツなどの拡充

6. 選挙管理委員会事業計画

選挙管理委員長 蛸原 伊勢夫

(1) 役員選挙までの取り組みとして

1. 役員選挙に必要な書類(選挙公示文書・立候補届)の作成、印刷と発送
2. 役員候補者公示等の役員選挙工程履行
3. 役員選挙までの備品準備

(2) 選挙管理委員会の役員交代と新役員の決定

委員会開催日程(予定)

年3回開催予定。日程は未定。

7. 発展途上国支援金審査委員会事業計画

発展途上国支援金審査委員長 須貝 京子

発展途上国におけるリハビリテーション医療に携わるスタッフから、ボバース概念(小児部門、あるいは成人部門)の普及の要請があった場合、当会会員がボバース概念普及活動を行う際の経済的支援について審査し対応する事業を行う。

当委員会への申請があった段階で、活動内容と経費を確認の上、支援金支給に関して審査会を開催(できる限りネット上)、審査検討し、結果を申請者へ通知するなどの手続きを行う。申請に際しては、インストラクター・専任講師による推薦・紹介など有することが望ましい。

8. 2025年度各ブロック活動計画

<北海道ブロック>

代表者: 東出 龍太

◆小児部門

研修会名: 北海道ブロック研修会

内容: 「近代ボバース概念と姿勢コントロール～愛護的ハンドリングとMBCP～」

開催日: 2025年5月10日～11日

会場: 北海道立子ども総合医療・療育センター

講師: 紀伊 克昌 氏

山本 裕子 氏

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「未定」

開催日:2026年2月8日～9日

会場:オンライン開催

講師:榎勢 道彦 氏

松本 茂樹 氏

◆成人部門

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「未定」

開催日:2025年9月20日～21日

会場:専門学校北海道リハビリテーション大学校

講師:塚田 直樹 氏

研修会名:北海道ブロック研修会

内容:「未定」

開催日:2025年11月22日～23日

会場:札幌医学技術福祉歯科専門学校

講師:坂口 重樹 氏

<東北ブロック>

代表者:井上 健

研修会名:日本ボバース研究会 2025年度東北ブロック研修会

内容:「未定」

開催日:2025年11月16日

会場:未定(対面形式)

講師:塚田 直樹 氏

<関東ブロック>

代表者:関根 陽平

◆成人部門

研修会名:2025年度日本ボバース研究会 関東ブロック研修会

内容:「Locomotion」

開催日:2025年8月16日

会場:リハビリテーション天草病院

講師:保苅 吉秀 氏

◆小児部門

研修会名: 2025 年度日本ボバース研究会 関東ブロック研修会

内容: 小児疾患の姿勢コントロール～潜在性を引き出すアプローチ～

開催日:2025 年 6 月 29 日(日)10:00～16:00

会場:東京小児療育病院 地下 1 階 桑原ホール

講師:丸森 睦美 氏

研修会名: 2025 年度日本ボバース研究会 関東小児研修会

内容: 未定

開催日:2025 年 9 月 28 日(日)10:00～16:00

会場:東京小児療育病院 地下 1 階 桑原ホール(対面形式)

講師:丸森 睦美 氏

<甲信越神ブロック>

代表者:五十嵐 和俊

研修会名:甲信越神ブロック研修会

内容:「ボバース概念におけるハンズオンセラピー～ハンドリングによる評価と促進の進め方～」

開催日:2025 年 6 月 22 日(日)

会場:晴陵リハビリテーション学院

講師:保苅 吉秀 氏

(基礎講習会インストラクター 順天堂大学医学部附属練馬病院 理学療法士)

研修会名:甲信越神ブロック研修会

内容:「未定」

開催日:2026 年 2 月 7 日(土)

会場:諏訪赤十字病院

講師:大槻 利夫 氏

(上級講習会インストラクター 上伊那生協病院 理学療法士)

<北陸ブロック>

代表者:大村 衡史

◆小児部門

研修会名:北陸ブロック小児部門研修会

内容:「未定」

開催日:未定

会場:未定

講師:未定

◆成人部門

研修会名:北陸ブロック成人部門研修会

内容:「未定」

開催日:2026年3月予定

会場:小松ソフィア病院

講師:日浦 伸祐 氏

<東海ブロック>

代表者:松田 充弘

研修会名:東海ブロック成人部門研修会

内容:「未定」

開催日:未定

会場:未定

講師:福富 利之 氏

研修会名:東海ブロック小児部門研修会

内容:「未定」

開催日:2026年3月28日29日

会場:未定

講師:木野本 誠 氏

<近畿ブロック>

代表者:神尾 昭宏

◆ 部門:成人

研修会名:2025年度 日本ボバース研究会近畿ブロック成人部門研修会①

内容:「Locomotion」

開催日:2025年6月15日 9時~16時

会場:森之宮病院 2階ウッディーホール

講師:高橋 幸治 氏 (IBITA 認定基礎講習会インストラクター)

◆ 部門:成人

研修会名:2025 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック成人部門研修会②

内容:「未定」

開催日:2025 年 9 月 6 日～7 日 9 時～16 時

会場:森之宮病院 2 階ウッディーホール

講師:森高 良樹 氏 (IBITA 認定基礎講習会インストラクター候補者)

◆ 部門:成人

研修会名:2025 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック成人部門研修会③

内容:「未定」

開催日:2026 年 1 月 9 時～16 時

会場:森之宮病院 2 階ウッディーホール

講師:未定

◆ 部門:小児

研修会名:2025 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック小児部門研修会①

内容:「未定」

開催日:2025 年 10 月

会場:未定

講師:未定

◆ 部門:小児

研修会名:2025 年度 日本ボバース研究会近畿ブロック小児部門研修会②

内容:「未定」

開催日:2026 年 2 月

会場:未定

講師:未定

<中国ブロック>

代表者:三宅 孝史

研修会名:2025 年度 中国ブロック主催

小児・成人ボバース WEB (ZOOM)・対面研修会

内容:小児「未定」

成人「未定」

開催日：11 月または 12 月 オンライン研修(ZOOM)および対面研修

会場：「未定」

講師：「交渉中」

研修会名：2025 年度 中国ブロック主催

小児ボバース WEB (ZOOM)・対面研修会（広島小児ボバース研究会共催）

内容：小児「未定」

開催日：1 月または 2 月 オンライン研修(ZOOM)および対面研修

会場：「未定」

講師：「交渉中」

研修会名：2025 年度 中国ブロック主催

成人 WEB (ZOOM)・対面研修会（広島成人ボバース研究会共催）

内容：成人「未定」

開催日：2 月または 3 月 オンライン研修(ZOOM)および対面研修

会場：「未定」

講師：「交渉中」

<四国ブロック>

代表者：藤本 弾

◆成人部門

研修会名：日本ボバース研究会 四国ブロック研修会

内容：「ボバース概念における歩行への介入」

開催日：2025 年 9 月 27 日～28 日

会場：総合病院 回生病院

講師：高橋 幸治 氏

◆成人部門

研修会名：日本ボバース研究会 四国ブロック研修会

内容：「未定」

開催日：2026 年 3 月 8 日

会場：高知健康科学大学

講師：佐藤 邦洋 氏

<九州ブロック>

代表者:森園 亮

◆成人部門

研修会名:九州ブロック研修会(成人・小児分野)-対面形式

内容:検討中

開催日:2025年10月25日(土)13:00~17:00

2025年10月26日(日)8:00~12:00

会場:佐伯中央病院(大分県)

講師:木野本 誠 氏

研修会名:九州ブロック研修会(成人分野)-対面形式

内容:検討中

開催日:2025年12月21日(日)9:00~16:00

会場:検討中

講師:坂口 重樹 氏

研修会名:九州ブロック研修会(成人分野)-対面形式

内容:検討中

開催日:2026年1月31日(土)14:00~17:00

2026年2月 1日(日)9:00~12:00

会場:リハビリセンターChikushi

講師:大槻 利夫氏

◆小児部門

研修会名:九州ブロック研修会(小児分野)-対面形式

内容:検討中

開催日:2026年2月7日(土)14:00~17:00

2026年2月8日(日)9:00~12:00

会場:リハビリセンターChikushi

講師:山本 裕子 氏

収支予算書

令和7年5月1日から令和8年4月30日まで

(単位:円)

科 目	来年度予算額	予 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	9,000,000	18,000,000	-9,000,000	
会費収入	9,000,000	18,000,000	-9,000,000	
事業収入	6,398,000	5,180,000	1,218,000	
学術大会等事業収入	2,680,000	1,860,000	820,000	
ブロック研修会収入	3,710,000	3,252,000	458,000	
研修資料管理事業収入	8,000	68,000	-60,000	
雑収入	1,000	1,000	0	
雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	15,399,000	23,181,000	-7,782,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出	11,058,000	15,086,000	-4,028,000	
学術大会等関連費支出	3,958,000	3,082,000	876,000	
会議費支出	554,000	33,000	521,000	
旅費交通費支出	1,000	133,000	-132,000	
通信費支出	10,000	11,000	-1,000	
印刷費支出	0	1,000	-1,000	
外注費支出	1,166,000	1,221,000	-55,000	
消耗品費支出	12,000	28,000	-16,000	
諸謝金支出	398,000	185,000	213,000	
荷造発送費支出	3,000	0	3,000	
振込手数料支出	11,000	3,000	8,000	
支払手数料支出	0	22,000	-22,000	
賃借料支出	1,803,000	1,395,000	408,000	
雑支出	0	50,000	-50,000	
ブロック研修会開催関連費支出	5,661,000	4,496,000	1,165,000	
会議費支出	373,000	218,000	155,000	
旅費交通費支出	1,351,000	1,142,000	209,000	
通信費支出	90,000	87,000	3,000	
印刷費支出	64,000	44,000	20,000	
消耗品費支出	82,000	113,000	-31,000	
諸謝金支出	2,698,000	2,246,000	452,000	
荷造発送費支出	25,000	20,000	5,000	
振替手数料支出	1,000	1,000	0	
振込手数料支出	6,000	8,000	-2,000	
支払手数料支出	49,000	24,000	25,000	
契約更新料支出	22,000	22,000	0	
賃借料支出	594,000	547,000	47,000	
交際費支出	282,000	9,000	273,000	
保険料支出	24,000	15,000	9,000	
雑支出	0	0	0	
研修資料管理費支出	939,000	7,003,000	-6,064,000	
会議費支出	14,000	14,000	0	
通信費支出	0	12,000	-12,000	
印刷費支出	0	5,579,000	-5,579,000	
外注費支出	704,000	20,000	684,000	
消耗品費支出	12,000	12,000	0	
諸謝金支出	200,000	240,000	-40,000	
荷造発送費支出	9,000	1,126,000	-1,117,000	
振込手数料支出	0	0	0	
契約更新料支出	0	0	0	
研修資料費支出	0	0	0	

科 目	来年度予算額	予 算 額	増 減	備 考
国際関連活動事業費支出	500,000	505,000	-5,000	
消耗品費支出	0	5,000	-5,000	
発展途上国支援基金積立支出	500,000	500,000	0	
管理費支出	2,376,000	9,608,000	-7,232,000	
管理費支出	2,371,000	9,077,000	-6,706,000	
会議費支出	0	25,000	-25,000	
旅費交通費支出	100,000	100,000	0	
通信費支出	80,000	542,000	-462,000	
印刷費支出	0	1,099,000	-1,099,000	
外注費支出	840,000	2,830,000	-1,990,000	
消耗品費支出	180,000	210,000	-30,000	
諸謝金支出	10,000	10,000	0	
荷造発送費支出	0	1,133,000	-1,133,000	
振替手数料支出	450,000	465,000	-15,000	
振込手数料支出	8,000	5,000	3,000	
支払手数料支出	474,000	1,943,000	-1,469,000	
契約更新料支出	40,000	40,000	0	
地代家賃支出	69,000	555,000	-486,000	
租税公課支出	70,000	70,000	0	
保険料支出	50,000	50,000	0	
人件費支出	0	0	0	
水道光熱費支出	0	0	0	
名簿作成費積立支出	0	0	0	
選挙管理委員会費支出	5,000	531,000	-526,000	
通信費支出	5,000	5,000	0	
印刷費支出	0	179,000	-179,000	
消耗品費支出	0	15,000	-15,000	
荷造発送費支出	0	332,000	-332,000	
事業活動支出計	13,434,000	24,694,000	-11,260,000	
事業活動収支差額	1,965,000	-1,513,000	3,478,000	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出				
当期収支差額	1,965,000	-1,513,000	3,478,000	
前期繰越収支差額	28,850,922	28,624,118	226,804	
次期繰越収支差額	30,815,922	27,111,118	3,704,804	

定款変更に関するご説明

当法人は、2010年に一般社団法人格を取得して以来、ボバース概念の普及と発展を目的に活動してまいりました。これまで多くの会員の皆さまのご協力により、研修会や研究活動を通じて本法人の理念を社会に発信していただくことができました。

しかしながら、法人設立から十数年が経過し、医療・リハビリテーションを取り巻く環境や社会的要請も大きく変化してきております。また、会員の多様化、教育手法の進化、情報共有のデジタル化などを踏まえると、今後の法人運営をより柔軟かつ効率的に行うための仕組みづくりが求められています。

そのような背景のもと、当法人の組織体制や意思決定の在り方を見直す必要があると判断し、今回、定款の一部を改正することといたしました。

【主な変更点】

- 会員拡充を目的とした会員種別の変更
- 代議員制度の導入による総会運営の効率化
- 組織図変更に伴う局の追加

定款は法人の基本的なルールを定めるものであり、今後の発展を見据えて柔軟かつ持続可能な運営体制を築くための重要な改正となります。会員の皆さまには、ぜひご理解とご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

定款変更の詳細

変更後	変更前
(種 別) 第 6 条 本会の会員は、次のとおりとし、<u>正会員の</u> <u>中から選出された代議員</u>をもって一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とい う。）上の社員とする。 (1) 正 会 員 ① A 会 員 日本ボバース研究会が認めた小児領域 ボバース概念基礎講習会を受講した者 ② B 会 員 日本ボバース研究会が認めた成人領域 ボバース概念基礎講習会を受講した者 ③ C 会 員 日本ボバース研究会が認めたボバース概 念講習会を受講した<u>医師</u> (2) 準会員 <u>日本ボバース研究会の趣旨に賛同する医師・療法</u> <u>士・看護師など医療従事者</u>	(種 別) 第 6 条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員を もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （以下「法人法」という。）上の社員とする。 (1) 正 会 員 ① A 会 員 日本ボバース研究会が認めた小児領域 ボバース概念基礎講習会を受講した者 ② B 会 員 日本ボバース研究会が認めた成人領域 ボバース概念基礎講習会を受講した者 (2) 準 会 員 医師会員 日本ボバース研究会が認めた医師向けボバ ース概念講習会を受講した者
(除 名) 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総 会において総<u>代議員</u>の議決権の 3 分の 2 以上の決議 に基づき、除名することができる。 (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為 をしたとき。 (3) 本会の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行 があったとき。 2 前項の規定により会員を除名しようとするとき は、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁 明の機会を与えなければならない。	(除 名) 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総 会において総正会員の半数以上であって、総正会員 の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき、除名する ことができる。 (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為 をしたとき。 (3) 本会の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行 があったとき。 2 前項の規定により会員を除名しようとするとき は、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁 明の機会を与えなければならない。
(構 成) 第 14 条 総会は、正会員の<u>中から選出された代議員</u> をもって構成する。 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。 <u>3 代議員の選出</u>	(構 成) 第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(1) 本会の代議員は、正会員の中から、地域ブロックごとの選挙により選出する。 (2) 代議員の定数は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもってブロックごとに選出されるものとする。端数の取扱いについては理事会で定める。 (3) 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。 (4) 代議員の選挙、補欠、辞任その他必要な事項は、別に定める「代議員選挙規程」による。	
(開催) 第16条 定期総会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 総代議員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。	(開催) 第16条 定期総会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(議長) 第18条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選任する。	(議長) 第18条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。
(定足数) 第19条 総会は、総代議員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。	(定足数) 第19条 総会は、総正会員の議決権の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
(議決) 第20条 代議員は、1人1個の議決権を有する。 2 総会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。	(議決) 第20条 正会員は、1人1個の議決権を有する。 2 総会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
(議決権の代理行使) 第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。	(議決権の代理行使) 第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
(議事録) 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。	(議事録) 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した<u>代議員</u>又は役員の 中からその総会において選任された議事録署名人2 人以上が、署名又は記名押印し、総会の日から10 年間主たる事務所に備え付ける。	2 議事録には、議長及び出席した正会員又は役員の 中からその総会において選任された議事録署名人2 人以上が、署名又は記名押印し、総会の日から10 年間主たる事務所に備え付ける。
(解 任) 第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総 会において総<u>代議員</u>の議決権の3分の2以上の決議 に基づき、これを解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられな いと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわし くない行為があると認められるとき 2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員 を解任しようとする場合に準用する。	(解 任) 第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総 会において総正会員の半数以上であって、総正会員 の議決権の3分の2以上の決議に基づき、これを解 任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられな いと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわし くない行為があると認められるとき 2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員 を解任しようとする場合に準用する。
(定款の変更) 第45条 この定款は、<u>代議員</u>による総会におい て、総<u>代議員</u>の議決権の3分の2以上の決議に基づ き、変更することができる。	(定款の変更) 第45条 この定款は、総会において総正会員の半数 以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の 決議に基づき、変更することができる。
(解 散) 第46条 本会は、法人法第148条に掲げる事由に よるほか、総会において総<u>代議員</u>の議決権の3分の 2以上の決議に基づき、解散することができる。	(解 散) 第46条 本会は、法人法第148条に掲げる事由に よるほか、総会において総正会員の半数以上であっ て、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づ き、解散することができる。
第9章 <u>各局</u>	
(設 置) 第49条 本会の事務を処理するため、事務局、<u>広報</u> <u>局</u>、<u>学術局</u>および<u>研修局</u>を設置する。 2 <u>各局</u>には、局長及び所要の職員を置く。 3 局長及び重要な職員は、理事会の決議に基づき会 長が任命する。 4 <u>各局</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、理事會 の決議により別に定める。	
(業務及び財務等に関する資料の備置き及び閲覧) 第50条 主たる事務所においては、次の各号に掲げ る業務及び財務等に関する資料を備え置き、法令の定	(業務及び財務等に関する資料の備置き及び閲覧) 第50条 主たる事務所においては、次の各号に掲げ る業務及び財務等に関する資料を備え置き、法令の定

めるところにより閲覧に供しなければならない。 (1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 会員名簿 <u>(4) 代議員名簿</u> <u>(5) 事業報告書</u> <u>(6) 収支計算書</u> <u>(7) 損益計算書（正味財産増減計算書）</u> <u>(8) 貸借対照表</u> <u>(9) 附属明細書</u> <u>(10) 監査報告書</u> <u>(11) 財産目録</u> <u>(12) 事業計画書</u> <u>(13) 収支予算書</u> <u>(14) その他法令で定める帳簿及び書類</u> 2 定款、役員名簿、代議員名簿及び会員名簿は、可能な限り最新の状態に常に備え置くものとする。 3 事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表、附属明細書及び財産目録は、当該事業年度の終了後、定期総会の日の2週間前までに備え、5年間備え置くものとする。 4 事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度の開始後、原則として3ヶ月以内に備え、次期事業年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置くものとする。	めるところにより閲覧に供しなければならない。 (1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 会員名簿 (4) 事業報告書 (5) 収支計算書 (6) 損益計算書（正味財産増減計算書） (7) 貸借対照表 (8) 附属明細書 (9) 監査報告書 (10) 財産目録 (11) 事業計画書 (12) 収支予算書 (13) その他法令で定める帳簿及び書類 2 定款、役員名簿及び会員名簿は、可能な限り最新の状態に常に備え置くものとする。 3 事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表、附属明細書及び財産目録は、当該事業年度の終了後、定期総会の日の2週間前までに備え、5年間備え置くものとする。 4 事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度の開始後、原則として3ヶ月以内に備え、次期事業年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置くものとする。
(設立時社員の氏名) 第52条 本会の設立時社員の氏名は次のとおりとする。 伊 藤 克 浩 石 田 利 江 彦 田 龍 兵 小 室 幸 芳 日 浦 伸 祐 山 本 伸 一 永 島 智 里	(設立時社員の氏名・住所) 第52条 本会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。 伊 藤 克 浩 石 田 利 江 彦 田 龍 兵 小 室 幸 芳 日 浦 伸 祐 山 本 伸 一

	永 島 智 里 ＊個人情報保護のため、住所は本資料に掲載しませんが、定款には記載されております。
・ 第 5 3 条から 5 5 条を削除	（設立時役員の氏名） 第 5 3 条 本会の設立時役員は、次のとおりとする。 設立時理事 伊 藤 克 浩 （会長） 設立時理事 石 田 利 江 （副会長） 設立時理事 彦 田 龍 兵 （副会長） 設立時理事 小 室 幸 芳 （副会長） 設立時理事 日 浦 伸 祐 設立時理事 山 本 伸 一 設立時理事 永 島 智 里 ＊定款には設立時代表理事の住所が記載されておりますが、個人情報保護のため、本資料には掲載いたしません。 設立時代表理事 伊 藤 克 浩 設立時監事 平 木 治 朗 設立時監事 上 野 谷 東 （最初の事業年度） 第 5 4 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 2 3 年 4 月 3 0 日までとする。 （最初の事業計画及び収支予算） 第 5 5 条 本会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 4 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
・ 以下を追記 <u>（改正）</u> <u>第 5 3 条 本定款は、令和 7 年 7 月 2 6 日開催の通常総会の決議により一部改正された。</u>	

定 款

一般社団法人 日本ボバース研究会

一般社団法人日本ボバース研究会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ボバース研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市におく。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の資質の向上を図るとともに、ボバース概念の普及と発展につとめ、保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ボバース概念に関する研究会の開催（会員相互の研究会）
- (2) 会員外（看護師、保健師等関係職員）の関係職員に対する研修会への協力
- (3) ボバース概念に関する文献、その他の資料の収集と会員への紹介
- (4) 諸外国のボバース研究団体との連絡と交流
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員の中から選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員

- ① A 会 員 日本ボバース研究会が認めた小児領域ボバース概念基礎講習会を受講した者
- ② B 会 員 日本ボバース研究会が認めた成人領域ボバース概念基礎講習会を受講した者
- ③ C 会 員 日本ボバース研究会が認めたボバース概念講習会を受講した医師

(2) 準会員

日本ボバース研究会の趣旨に賛同する医師・療法士・看護師など医療従事者

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に初年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき、除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(種 別)

第 13 条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 14 条 総会は、正会員の中から選出された代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 代議員の選出

- (1) 本会の代議員は、正会員の中から、地域ブロックごとの選挙により選出する。
- (2) 代議員の定数は、概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合をもってブロックごとに選出されるものとする。端数の取扱いについては理事会で定める。
- (3) 代議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (4) 代議員の選挙、補欠、辞任その他必要な事項は、別に定める「代議員選挙規程」による。

(権 限)

第15条 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支計算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第16条 定期総会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選任する。

(定足数)

第19条 総会は、総代議員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第20条 代議員は、1人1個の議決権を有する。

2 総会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した代議員又は役員の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印し、総会の日から10年間主たる事務所に備え付ける。

第4章 役員

(種類及び定数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名以上4名以内
 - (3) 理 事 6名以上8名以内（会長及び副会長を含む）
 - (4) 監 事 2名以内
- 2 会長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を監事に選任することができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(職 務)

第25条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定し、理事会の決議に基づき、本会の業務を分担執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、理事会の招集を請求し、若しくは理事会を招集すること。

(任 期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において総代議員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

(報酬等)

- 第28条 役員は無給とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(顧問)

- 第29条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
 - 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第5章 理 事 会

(構成)

- 第30条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

- 第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第25条第4項第4号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

- 第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第36条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事及び監事が、署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え付ける。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第39条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

- 第40条 本会の経費は、運用資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認を受けて、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

- 第43条 本会の事業報告及び収支計算は、毎事業年度終了後、会長が下記の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受け、その事業年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 附属明細書

（事業年度）

第44条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年の4月30日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、代議員による総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、変更することができる。

（解 散）

第46条 本会は、法人法第148条に掲げる事由によるほか、総会において総代議員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、解散することができる。

（残余財産の処分）

第47条 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の目的を有する他の一般社団法人又は一般財団法人、公益法人、国又は地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 委員会・研究会等

（設 置）

第48条 本会の事業を推進するため必要あるときは、理事会の決議により、委員会及び研究会を設置することができる。

- 2 委員会及び研究会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 各局

（設 置）

第49条 本会の事務を処理するため、事務局、広報局、学術局および研修局を設置する。

- 2 各局には、局長及び所要の職員を置く。
- 3 局長及び重要な職員は、理事会の決議に基づき会長が任命する。
- 4 各局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（業務及び財務等に関する資料の備置き及び閲覧）

第50条 主たる事務所においては、次の各号に掲げる業務及び財務等に関する資料を備え置き、法令の定めるところにより閲覧に供しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿

- (4) 代議員名簿
 - (5) 事業報告書
 - (6) 収支計算書
 - (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (8) 貸借対照表
 - (9) 附属明細書
 - (10) 監査報告書
 - (11) 財産目録
 - (12) 事業計画書
 - (13) 収支予算書
 - (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 定款、役員名簿、代議員名簿及び会員名簿は、可能な限り最新の状態で常に備え置くものとする。
- 3 事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表、附属明細書及び財産目録は、当該事業年度の終了後、定期総会の日から2週間前までに備え、5年間備え置くものとする。
- 4 事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度の開始後、原則として3ヶ月以内に備え、次期事業年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置くものとする。

第10章 補 則

（委 任）

- 第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第11章 附 則

（設立時社員の氏名）

- 第52条 本会の設立時社員の氏名は次のとおりとする。

伊	藤	克	浩
石	田	利	江
彦	田	龍	兵
小	室	幸	芳
日	浦	伸	祐
山	本	伸	一
永	島	智	里

（改正）

- 第53条 本定款は、令和7年7月26日開催の通常総会により一部改正され、同日施行された。

代議員制度導入に関して

1. 背景と目的

日本ボバース研究会では、近年、会員管理システムの変更や学術ジャーナルの電子化を通じた経費削減に取り組んでまいりました。これらの改革に伴い会員数の減少が見られましたが、効率化と持続可能な運営体制の確立に向けて、時代に適応した変革を進めています。その一環として、法人としての意思決定の安定と効率を目的に、代議員制度の導入を提案いたします。

2. なぜ代議員制度が必要か

- 総会の成立に必要な正会員の出席または議決権行使数の確保が年々困難になってきている
- 書面または電磁的方法での議決権行使率も伸び悩み、重要な議案審議に支障をきたす恐れがある
- 正会員から直接的に意見を集め議論する機会が限られており、組織運営の機動性が損なわれる

3. 代議員制度の概要

- 代議員は正会員の中から選出され、法人法上の『社員』として社員総会を構成します
- 概ね正会員 50 名につき代議員 1 名（端数は切り上げ）、地域ブロック単位で選出
- 代議員の任期は 2 年。補欠代議員も選出します
- 選挙は立候補制。すべての正会員に選挙権と被選挙権があります
- 選挙管理は選挙管理委員会が行い、理事会とは独立します
- 正会員には法人法に基づく情報閲覧請求権等が保障されます

- 各ブロックの代議員数（計：24 名；7 月 1 日の会員数に基づく）

北海道ブロック	2	東海ブロック	2
東北ブロック	2	近畿ブロック	4
関東ブロック	5	中国ブロック	1
甲信越神ブロック	3	四国ブロック	1
北陸ブロック	1	九州ブロック	3

4. 期待される効果と留意点

【期待される効果】

- ・ 社員総会の確実な成立と議決の安定化
- ・ 地域ブロックの声が反映され、実効性ある議論が可能
- ・ 総会運営の負担軽減（人員・時間・費用）

【留意点と対応】

- ・ 選挙業務の手間 → 規程整備と電子投票の活用で効率化
- ・ 代議員と会員の意見の乖離 → 定期的なブロック意見交換会を開催
- ・ 間接的な意思決定 → 代議員の説明責任や活動報告の場を設ける

5. 今後のスケジュール

2025 年 7 月 26 日：総会にて定款変更案の承認

2025 年 8 月：定款変更の登記

2025 年秋～冬：選挙規程の整備・選挙実施

2026 年 3 月：代議員体制の確定

2026 年 7 月：第 1 回代議員による社員総会の開催（予定）

発展途上国支援金審査委員会運用規程

第1条 名称

発展途上国支援金を適切に運用するために、委員会を設け、これを発展途上国支援金審査委員会と称する。

第2条 目的

発展途上国支援金審査委員会は、発展途上国におけるリハビリテーション医療に携わるスタッフから、小児および成人部門のボバース概念普及の要請が高まっている現状を踏まえ、一般社団法人日本ボバース研究会(以下、当会)として、発展途上国からの要請に応えるよう、当会会員がボバース概念普及活動を行う際の経済的支援について審査することを目的とする。

第3条 事業

発展途上国支援金の前記目的を達成する次の事業について審査する。

- (1) 当会会員が発展途上国で、小児や成人部門のボバース概念を普及するための諸活動
- (2) 当会に所属する小児や成人部門のインストラクターや専任講師が、発展途上国で行うボバース概念の講習会や研修会
- (3) 発展途上国の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師あるいは審査委員会が認める者の、日本国内で行われる小児や成人部門のボバース概念講習会や研修会への参加
- (4) その他この発展途上国支援金の目的を達成するための事業

第4条 発展途上国支援金審査委員会

- (1) 当会内に発展途上国支援金審査委員会を設ける。
- (2) 支援金支給の要請に対して、年度内の一定時期に審査委員会を開催する。
- (3) 審査委員は、役員から1名・国際部長・理事会で選ばれた委員で構成される。
- (4) 審査委員の任期は2年とする。再任は妨げないものとする。
- (5) 審査委員会は、支援活動や日本国内での研修内容を検討し、申請者に支給する金額を決定する。

第5条 公示

- (1) 審査委員会は、年度内の一定時期にボバースジャーナルや当会ホームページ等で発展途上国支援金の申請について公示する。
- (2) この発展途上国支援金の運用に関する事務的諸手続きは国際部が担う。
- (3) 発展途上国や国内からの問い合わせについては、国際部が対応する。

第6条 申請

(1) 当会会員

申請を希望する当会会員は、審査委員会が定める期日までに、所定の申請書を審査委員会宛に提出する。

申請書(様式1)は別途定める。

(2) 発展途上国の者

日本国内でボバース概念を学ぼうとする発展途上国の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師あるいは審査委員会が認める者は、審査委員会宛に日本語あるいは英語にて所定の申請書を提出する。

申請書(様式 2)は別途定める。

第7条 報告の義務

- (1) 支援金取得後は、使途明細書と領収書を審査委員会に提出する。
- (2) 支援活動終了後あるいは日本国内での研修終了後、報告書を審査委員会に提出する。
- (3) 支援活動や日本国内での研修が中止になった場合、支援金取得者は審査委員会に事情を報告し、支援金を速やかに返還する。

第8条 規程の変更と廃止

本規程の変更と廃止は、当会総会で行うものとする。

「付則」

この規程は、2011年7月16日から施行する。

発展途上国支援金審査委員会運用規程施行細則

1. 一般社団法人日本ボバース研究会における発展途上国支援金は、発展途上国支援金審査委員会運用規程(以下、運用規程と称する)とこの施行細則によって運用する。
2. 発展途上国について
発展途上国あるいは開発途上国は、日本国政府が定める規程に準ずる。
3. 発展途上国支援金審査委員会(以下、審査委員会と称する)について
 - (1) 審査委員会の委員長は、委員の互選で選ばれる。
 - (2) 審査委員会は、年 2 回開催する。但し、申請がない場合は、審査委員会の開催は省略しても差し支えないものとする。
 - (3) 委員長が必要と認めた場合、あるいは理事会の要請で、審査委員会を開催できる。
4. 申請の公示
 - (1) 発展途上国支援金申請のための公示を少なくとも年 1 回審査委員会が行う。
 - (2) 申請公示は、日本ボバース研究会のボバースジャーナル、事務局便り、ホームページ等で行う。
 - (3) 申請の受理は、国際部が行う。
5. 会員の申請資格
 - (1) 一般社団法人日本ボバース研究会に所属するインストラクター、専任講師あるいは候補者が、発展途上国においてボバース概念の普及を目的として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、介護福祉士、介護ヘルパー等専門職を対象とした講習会・研修会等に関わる場合とする。
 - (2) 講習会・研修会に関しては、アジア小児ボバース講習会講師会議(ABPIA)あるいは日本ボバース講習会講師会(JBITA)の規約に準ずる。
 - (3) ボバース概念に基づく講習会・研修会等が定期的に行われていない発展途上国に限る。
 - (4) 日本ボバース研究会会員が、発展途上国において理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、介護福祉士、介護ヘルパー等専門職複数を対象にボバース概念に基づいた指導的役割を果たす場合とする。
 - (5) 支援活動にあたっては、他の団体から支援金を受けていないことを基本とする。但し、アジア小児ボバース講習会講師会議(ABPIA)あるいは日本ボバース講習会講師会(JBITA)からの支援金の併給は差し支えないものとする。
 - (6) 申請は、申請書様式 1 で行う。
6. 研修者の申請資格
 - (1) 発展途上国に国籍のある理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、介護福祉士、介護ヘルパー等専門職が、日本国内で開催されるボバース概念に基づく講習会・研修会等に参加する場合とする。
 - (2) 講習会・研修会に関しては、アジア小児ボバース講習会講師会議(ABPIA)あるいは日本ボバース講習会講師会(JBITA)の規約に準ずる。
 - (3) 発展途上国に国籍のある理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、介護福祉士、介護ヘルパー等専門職が、(1)以外の目的で来日する場合は基本的に認めないが、状況を勘案して認める場合がある。この場合、基金審査委員会だけでなく役員会の承認を得なければならない。

- (4) 他の団体から支援金を受けていないことを基本とする。但し、アジア小児ボバース講習会講師会議(ABPIA)あるいは日本ボバース講習会講師会(JBITA)からの支援金の併給は差し支えないものとする。
- (5) 申請者の言語能力については特に規定しないが、日本国内での日本語に適應できることを条件とする。特に講習会・研修会等では、日本語で行われるが特別な配慮はしないものとする。
- (6) 特別な事情がない限り、申請期間内で中断しないこととする。
- (7) 申請は、申請書様式 2 で行う。

7. 事務手続き

- (1) 申請の公示と申請書の受理は、審査委員会の意向を受けて国際部が事務手続きを行う。
- (2) 審査委員会の開催にあたっては、委員長と協議して国際部が調整する。
- (3) 審査結果は、国際部から申請者に通知する。
- (4) 支援金額等の決定は、審査委員会あるいは国際部から日本ボバース研究会事務局財務部に報告する。
- (5) 支援金の支給は、日本ボバース研究会事務局財務部が行う。

8. 支援金の支給

- (1) 支援金の支給は、会員、海外からの研修者いずれも日本国内で行う。海外への送金はトラブルを避ける為に特別な事情がない限り基本的に行わない。
- (2) 支援金の対象期間が、申請と変更される場合は、支援金を再計算してその差額を精算する。
- (3) 支援金は申請者のみが運用できる。申請者以外の者の運用は認められない。

9. 報告について

- (1) 支援金取得後は、使途明細書と領収書を審査委員会に提出する。
- (2) 支援活動終了後あるいは日本国内での研修終了後、報告書を審査委員会に提出する。
- (3) 使途明細書、領収書、報告書等は日本ボバース研究会事務局が保管管理する。

10. 運用規定と本施行細則で定められていない事項については、審査委員会と理事会で協議して決定する。

11. 本施行細則の変更は、審査委員会と理事会で協議して行う。

12. この施行細則は、2011 年 7 月 16 日から施行する。

発展途上国支援金の申請書(会員用)

一般社団法人 日本ボバース研究会会長 小 室 幸 芳 様

申 請 日	年 月 日	
ふ り が な		
申 請 者 名		
職 業	PT, OT, ST, MD	
所 属 施 設 名		
所 属 施 設 住 所	〒 -	
電 話 番 号	- -	Fax.番号 - -
自 宅 住 所	〒 -	
電 話 番 号	- -	Fax.番号 - -
電 子 メ ー ル	@	
支 援 の 名 称		
支 援 国		
あるいは地域		
支 援 事 業 名		
主 催 団 体 名		
代 表 者 名		
住 所	〒 -	
電 話 番 号	- -	Fax.番号 - -
電 子 メ ー ル	@	
支 援 内 容		
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
旅 程		
支 援 行 動 プ ロ グ ラ ム		
申 請 者 の 署 名 と 捺 印	Ⓜ	

申請書は一般社団法人 日本ボバース研究会国際部に送ってください。

発展途上国支援金の申請書(研修者用)

一般社団法人 日本ボバース研究会会長 小 室 幸 芳 様

申 請 日	年 月 日		
ふ り が な			
申 請 者 名			
性 別	男 女		
生 年 月 日	年 月 日 歳		
職 業	PT, OT, ST, MD, 他()		
所 属 施 設 名			
所 属 施 設 住 所	〒 -		
電 話 番 号	- -	Fax.番号	- -
自 宅 住 所	〒 -		
電 話 番 号	- -	Fax.番号	- -
電 子 メ ー ル	@		
申 請 目 的			
講 習 会 名 又 は 研 修 会 名			
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
会 場			
会 場 住 所	〒 -		
電 話 番 号	- -	Fax.番号	- -
引 率 責 任 者 名			
責 任 者 住 所	〒 -		
電 話 番 号	- -	Fax.番号	- -
電 子 メ ー ル	@		
自 国 の 推 薦 者 名			
推 薦 者 住 所			
申 請 者 と の 関 係			
電 話 番 号	- -	Fax.番号	- -
電 子 メ ー ル	@		
申 請 者 サ ー ン			

申請書は一般社団法人 日本ボバース研究会国際部に送ってください。

Application Form for the Support Fund for Developing Countries (Trainee's form)

To: Mr. Yukiyo Omuro (President of the Japan Bobath Association)

Application date	Day	Month	Year
Applicant's name			
Gender	Male	Female	
Date of birth	Day	Month	Year
Occupation	PT, OT, ST, MD, other ()		
Organization			
Organization's address			
Phone		Fax:	
Home address			
Phone		Fax:	
Email address			
Purpose of application			
Name of workshop			
Period	From	To	
Venue			
Address			
Phone		Fax:	
Name of supervisor			
Address of supervisor			
Phone		Fax:	
Email address			
Name of referee from home country			
Address			
Relationship with referee			
Phone		Fax:	
Email address			
Signature of applicant			

Please send the application form to the International Affairs Division of the Japan Bobath Association.

会費返金に関する規程

記

1. 下記の①～③に該当すること

①役員会で返金を行うと決定した災害に被災した方

②以下のいずれかに該当する方

A. 被災による事業所閉鎖により離職した会員（災害時における雇用保険の特例措置を受けた者で証拠書類のコピーを添付）

B. 自ら居住する住宅（自己所有、家族所有、借家）が、一部損壊以上の被害を被った会員（罹災証明書のコピーを添付）

C. その他、A～B に準ずる被害を被った会員

③災害発生年度に会員であり、その年度の会費を納入済みであること

2. 提出書類

①会費免除申請書（所定の用紙）

②証明書類コピー（上記 C の場合は理由書を添付）

3. 提出方法、提出先および問い合わせ

上記書類を添付の上、メールにてご連絡ください。なお、件名は「会費返金申請書在中」としてください。

E-mail jimubobath.or.jp

業務の都合上、電話に出ることができない場合がございます。

お問い合わせはなるべく事務局メールアドレスもしくは、FAX にてお願いいたします。

4. その他

返金を行う災害は役員会で決定の上、ホームページに掲載します。

ご提出いただいた書類を審査の上、返金を決定いたします。

必要に応じて、連絡をさせていただく場合がございます。

提出書類を郵送後、半年を経過しても返金あるいは連絡がない場合には、お手数ですが上記までご連絡ください。

以上

2019 年 12 月 6 日制定

年 月 日

一般社団法人日本ボバース研究会

会長 小室 幸芳 殿

住所(勤務先) 〒

住所(自宅) 〒

氏名 (A・B・D 会員)

会費返金申請書

下記の通り、 年度の日本ボバース研究会会費の免除を申請します。

理由	A. 被災による事業所閉鎖により離職した会員(災害時における雇用保険の特例措置を受けた者で証拠書類のコピーを添付) B. 自ら居住する住宅(自己所有、家族所有、借家)が、一部損壊以上の被害を被った会員(罹災証明書のコピーを添付) C. その他、A～B に準ずる被害を被った会員(理由書を添付) ※上記 A～C のいずれかに○を付けてください ※日本ボバース研究会での会員登録が継続されており、当該年度の会費納入が済んでいることが条件です。
振込口座	銀行名 支店名 口座種類 普通・当座 口座番号 口座名義 (ふりがな)
連絡先	A 勤務先電話番号 () - B 自宅電話番号 () - C 携帯電話番号 () - ※上記で日中、連絡が付きやすいものに○をつけてください→A・B・C メールアドレス @

日本ボバース研究会ブロック編成表・代表者一覧

ブロック名	都道府県	代表者(敬称略)	代表者所属(TEL No.)
北海道ブロック	北海道	東出 龍太	株式会社モア・アクティブ
			011-860-5007
東北ブロック	青森県・岩手県・秋田県 宮城県・山形県・福島県	井上 健	公立置賜総合病院
			0238-46-5000
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都	関根 陽平	リハビリテーション天草病院
			048-977-3979
甲信越神ブロック	山梨県・長野県・新潟県 神奈川県	五十嵐 和俊	立川メディカルセンター 悠遊健康村病院
			0258-89-8841
北陸ブロック	富山県・石川県・福井県	大村 衡史	小松ソフィア病院
			0761-22-0751
東海ブロック	静岡県・愛知県・岐阜県 三重県	松田 充弘	総合犬山中央病院
			0568-62-8111
近畿ブロック	大阪府・京都府・奈良県 滋賀県・兵庫県・和歌山県	神尾 昭宏	森之宮病院
			06-6969-9628
中国ブロック	山口県・岡山県・広島県 鳥取県・島根県	三宅 孝史	訪問看護ステーションあすか
			082-292-5767 090-9950-5767
四国ブロック	香川県・徳島県・高知県 愛媛県	藤本 弾	総合病院 回生病院
			0877-46-1011
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県・沖縄県	森園 亮	リハビリセンター Chikushi
			092-408-9660

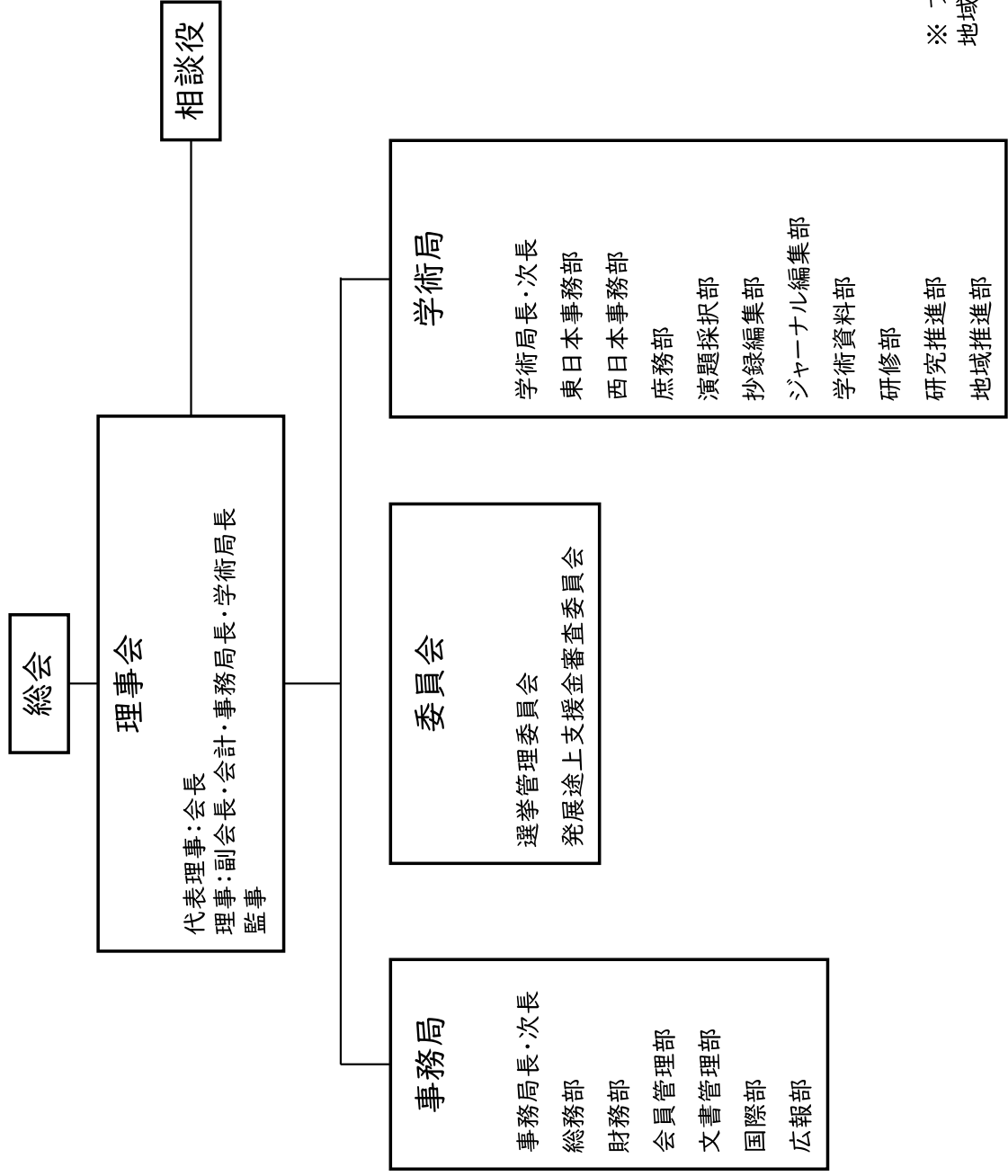
地域研修協力員一覧

ブロック名	都道府県	代表者(敬称略)	代表者所属
東北ブロック	山形県	井上 健	公立置賜総合病院
関東ブロック	栃木県	砂川 剛	リハビリテーション花の舎病院
甲信越神ブロック	神奈川県	藤井 誉行	F リハビリテーション平塚
	神奈川県	金 誠熙	神奈川リハビリテーション病院
	山梨県	森田 拓弥	甲府城南病院
北陸ブロック	富山県	仲川 仁	チューリップ苑
近畿ブロック	大阪府	入江 泰司	森之宮病院

一般社団法人日本ボバース研究会会員資格と年会費納入方法

1. 会員資格:ボバース概念に基づく小児認定基礎講習会(8 週間)、成人基礎講習会(3 週間)、あるいは医師講習会を修了した者で、当会に入会申し込みをした理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が会員になれます。
2. 入会申込:当会ホームページ内マイページにございます新規会員登録よりご登録ください。登録には上記基礎講習会終了証のjpgもしくはPDFデータが必要です。
3. 会費納入:会費納入はマイページ内よりクレジットカードにてお願いいたします。入会年度は入会から翌4月末日までの会費となります。入会2年目以降は4月にメールにて会費支払いのお願いをお送りいたします。期日までにマイページ内よりお支払いください。
4. 変更届け:既に会員になっている方が以下のような事由の場合は、マイページより修正いただけます。休会扱いはありません。
5. 退会:マイページ内「資格確認・お知らせ」より退会申請いただけます。なお、退会処理は翌4月末日となります。
6. 再入会:再入会される場合は、2. 入会申し込みの手順に従って再度ご入会ください。

一般社団法人 日本ボバース研究会 組織図



※ ブロック代表者・地域研修協力員は
地域事業推進部に統合されました。

一般社団法人 日本ボバース研究会 組織図

代表理事	会長	小室 幸芳
理事	副会長	須貝 京子
理事	副会長	大槻 暁
理事	事務局長	塚田 直樹
理事	学術局長	鮎川 将之
理事	会計	比企 純世
監事		上野谷 東

相談役		梶浦 一郎
		紀伊 克昌
		大橋 知行

選挙管理委員長	蛸原 伊勢夫
発展途上国支援金審査委員長	須貝 京子

事務局次長	古澤 浩生
総務部長	藤井 崇典
財務部長	竹中 幸治
会員管理部長	小川 昂大
文書管理部長	鈴東 伸洋
国際部長	三浦 拓
広報部長	菊池 信

学術局次長	高橋 幸治
東日本副事務部長	中島 遼
西日本副事務部長	三橋 弘昌
庶務部	小林 秋太
演題採択部	福富 利之
抄録編集部	森田 拓弥
ジャーナル編集部	木瀬 憲司
学術資料部	下田 啓介
研修部	大村 衡史
研究推進部	森園 亮
地域推進部	井上 健

北海道ブロック代表者	東出 龍太
東北ブロック代表者	井上 健
関東ブロック代表者	関根 陽平
甲信越神ブロック代表者	五十嵐 和俊
北陸ブロック代表者	大村 衡史
東海ブロック代表者	松田 充弘
近畿ブロック代表者	神尾 昭宏
中国ブロック代表者	三宅 孝史
四国ブロック代表者	藤本 弾
九州ブロック代表者	森園 亮